

企業知財レポート

評価会社のロゴ

作成日

2000年0月00日

社名:〇〇〇〇株式会社
事業:ソフトウェア開発・販売
住所:〇〇〇〇

【概要・事業環境等】

〇〇〇〇株式会社(以下、「〇〇〇〇社」)は、パソコン用のグラフィックソフトウェア開発・販売を行っており、デジカメ用ソフト(【商品名】)、一般用ソフト(【商品名】)、教育用ソフト等の販売のほか、デジカメ、DPE 関連企業からの受注開発も行っている。なお、〇〇〇〇社の発明は平成〇〇年度科学技術分野における●●●賞を受賞。

〇〇〇〇社が強みを持つ△△△現像とは、デジカメが記録する画像の一次データ(△△データ)に色調等の加工を施し、ユーザー用のデータ(JPEG 等)に変換する技術のこと(主に高級機の処理)。カメラメーカーが附属で提供する△△現像ソフトは、●●●社の「【商品名】」や□□□社の「【商品名】」などがあるが、●●●社の「【商品名】」は〇〇〇〇社が供給している模様。汎用ソフトとしては、●●●社の「【商品名】」や◎◎◎社「【商品名】」のシェアが高いが、〇〇〇〇社の「【商品名】」はこれらに次ぐ位置にあると思われる。〇〇〇〇社の製品は〇〇〇〇の草分けで、ノイズ除去など画像補正機能の精度が優れている模様。

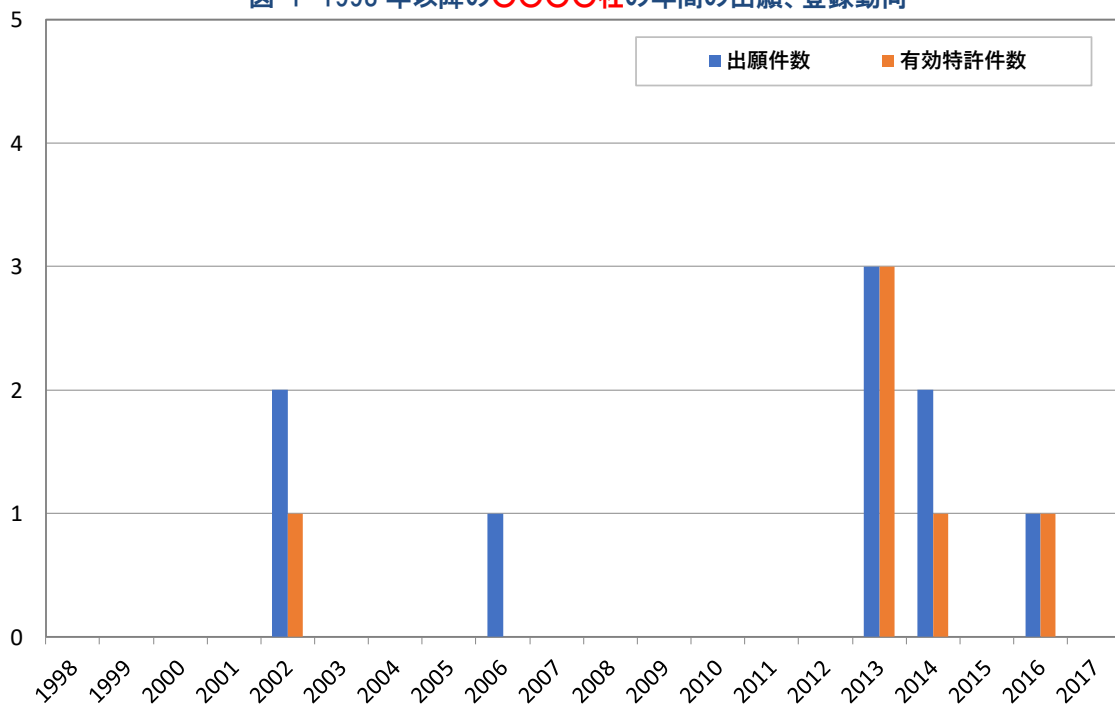
一般用グラフィックソフトの領域ではやはり●●●社の存在は大きく、また日系企業では□□□社等が先行しており、現時点の〇〇〇〇社のシェアは高くないものと思われる。

【時系列の出願、登録動向(過去 20 年)】

過去 20 年の〇〇〇〇社の出願件数は 19 件でそのうち 6 件が登録されており、その何れも現時点で、権利は有効である。なお、2010 年出願の登録特許は、2011 年に米国でも登録されている。その他の出願(13 件)の内訳は、審査請求なし(みなし取り下げ)4 件、拒絶査定 8 件、審査中 1 件である。

2001 年までは権利化されない出願の割合が高かったが、それ以降は重要な発明を選別し、出願を行っていると思われる。

図 1 1998 年以降の〇〇〇〇社の年間出願、登録動向



出所:日本特許情報機構「整理標準化データ」より、評価会社にて作成

【登録特許の内容】

登録特許のほぼすべてが、画像処理に関するものである*(表 1)。

表 1 1998 年以降出願の〇〇〇〇社の特許登録(現時点で有効なもの)

出願番号	登録番号	発明の名称	発明の内容(公報から抜粋)
1997xxxxxx	40xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】
1999xxxxxx	41xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】
2005xxxxxx	44xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】
2000xxxxxx	44xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】
2010xxxxxx	46xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】
2007xxxxxx	48xxxxx	【発明の名称】	【発明の内容説明】

*特許 44xxxxx と関連する技術で受賞歴(後記)。特許 46xxxxx は米国でも登録。

出所: 特許電子図書館(IPDL)および日本特許情報機構「整理標準化データ」より、**評価会社**にて作成

【その他の出願の内容】

出願のほぼすべてが、画像処理に関するものである(表 2)。

表 2 1998 年以降の〇〇〇〇社の出願の概要(登録に至らなかったもの、まだ未登録のもの)

出願番号	発明の名称	現在の状況
1996xxxxxx	【発明の名称】	みなし取下*
1997xxxxxx	【発明の名称】	みなし取下
1997xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
1997xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2000xxxxxx	【発明の名称】	みなし取下
2000xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2000xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2001xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2001xxxxxx	【発明の名称】	みなし取下
2001xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2003xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2005xxxxxx	【発明の名称】	拒絶査定
2010xxxxxx	【発明の名称】	審査中

*「みなし取下」とは、出願日から 3 年の期限内に審査請求を行わないこと。

出所：日本特許情報機構「整理標準化データ」より、**評価会社**にて作成

【主要発明者】

1998 年以降の〇〇〇〇社の特許出願 19 件の発明者はすべて、〇〇〇〇社社長の〇〇〇〇氏で、うち 2 件で◎◎◎◎氏が、1 件で●●●●氏が共同発明者となっている(表 3)。〇〇〇〇社の Web サイトによると従業員数は 30 名であるが、公開公報から見る限り、社長以外の研究者のプレゼンスがやや見えにくい。

なお、〇〇〇〇社長、●●●●氏は、〇〇学会誌(2011 年)、〇〇学会誌(2010 年)、〇〇学会誌(2007 年)に画像処理(〇〇現像)に関する論文を寄稿している。

表 3 1998 年以降の〇〇〇〇社の発明者

出願番号	登録番号	発明者
1996XXXXXX		【発明者氏名】
1997XXXXXX		【発明者氏名】
1997XXXXXX	40XXXXX	【発明者氏名】
1997XXXXXX		【発明者氏名】
1997XXXXXX		【発明者氏名】
1999XXXXXX	41XXXXX	【発明者氏名】
2000XXXXXX	44XXXXX	【発明者氏名】
2000XXXXXX		【発明者氏名】
2000XXXXXX		【発明者氏名】
2000XXXXXX		【発明者氏名】、【発明者氏名】
2001XXXXXX		【発明者氏名】
2001XXXXXX		【発明者氏名】、【発明者氏名】、【発明者氏名】
2001XXXXXX		【発明者氏名】
2003XXXXXX		【発明者氏名】
2005XXXXXX		【発明者氏名】
2005XXXXXX	44XXXXX	【発明者氏名】
2007XXXXXX	48XXXXX	【発明者氏名】
2010XXXXXX	46XXXXX	【発明者氏名】

出所：日本特許情報機構「整理標準化データ」より、評価会社にて作成

【発明に関する他社とのコラボレーション】

〇〇〇〇社の特許出願において、主な共同出願の相手先は、●●●●社、●●●●社、●●●●社である(表 4)。また、特許 41XXXXX、特許 44XXXXX は、それぞれ▼▼▼▼社、■ ■ ■ ■社に権利移転されている(表 5)。

なお、〇〇〇〇社の技術は◎◎◎◎社、◎◎◎◎社、◎◎◎◎社、◎◎◎◎社等に採用されているため(〇〇〇〇社 Web サイトによる)、これらの顧客企業および受注開発先との技術的な交流は存在すると推察される。

表 4 1998 年以降の共同出願とその相手先

出願番号	登録番号	共同出願の相手先
1996XXXXXX		【●●●●株式会社】
1997XXXXXX		【●●●●株式会社】
1997XXXXXX		【●●●●株式会社】
1999XXXXXX	41XXXXX	【●●●●株式会社】
2000XXXXXX	44XXXXX	【●●●●株式会社】
2001XXXXXX		【●●●●株式会社】
2003XXXXXX		【●●●●株式会社】

出所：日本特許情報機構「整理標準化データ」より、**評価会社**にて作成

表 5 1998 年以降の出願で、権利の移転があった特許

出願番号	登録番号	移転した年	権利の移転先
1999XXXXXX	41XXXXX	2005 年	【株式会社▼▼▼▼】
2000XXXXXX	44XXXXX	2008 年	【■■■■株式会社】

出所：日本特許情報機構「整理標準化データ」より、**評価会社**にて作成

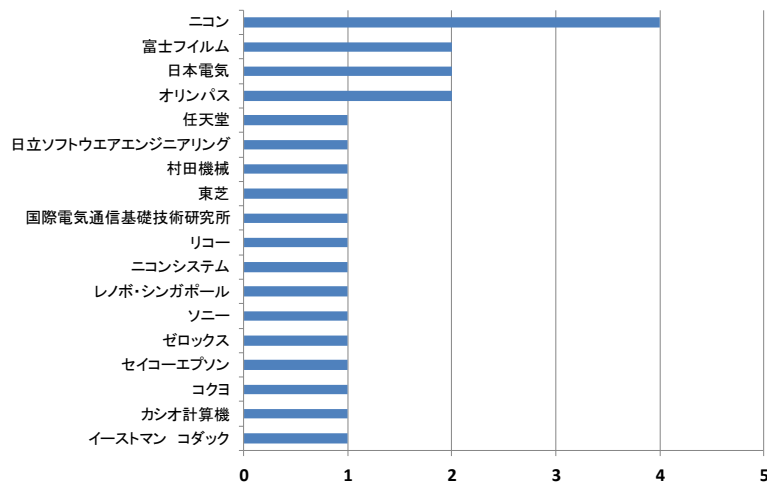
【特許出願から見た競合企業】

〇〇〇〇社の特許出願に関して、一般に、企業間の引用・被引用の件数が多いほど両社の技術が近く、技術面で競合関係にある可能性がある(図 2、図 3)。

データから見る限り、ニコン、日本電気などが類似の研究を行っている可能性がある。〇〇〇〇社の顧客のうち、●●●社、◎◎◎社、◆◆◆社は登場しないが、■■■社は一部近い研究を行っていると思われる。

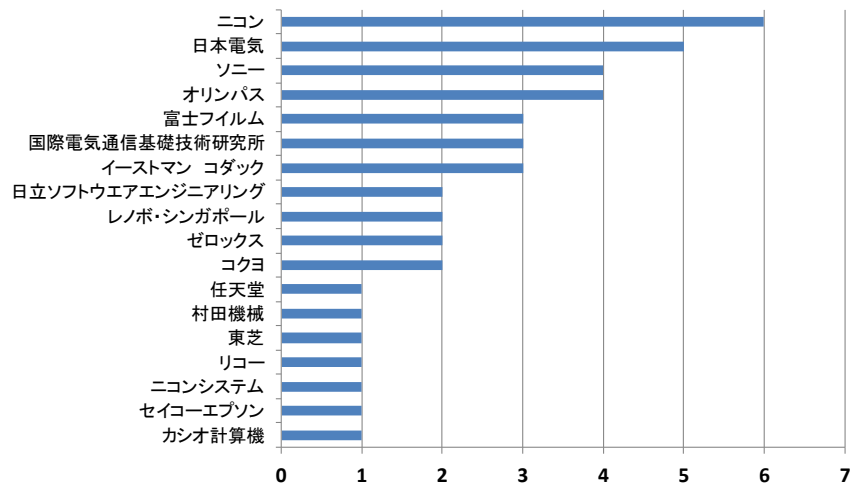
内外の大手電気機器メーカーの出願が〇〇〇〇社の出願を引用していることは、〇〇〇〇社の技術力の高さを示唆している。

図 2 〇〇〇〇社の出願の審査において、審査官が引用した先行出願
(当社特許出願を制約する、他社の先行特許出願) 出願人の一覧と引用回数



出所: 日本特許情報機構「整理標準化データ」より、評価会社にて作成

図 3 〇〇〇〇社の後続出願の審査において、審査官が引用した先行出願
(当社特許出願が制約する、他社の後続特許出願) 出願人の一覧と引用回数



出所: 同上

【注目特許の例】

出願人が中小企業の場合や出願に係る発明が既に「実施」されている場合、早期審査請求という手続きが認められる。早期審査請求された特許出願は、権利保護の必要性が高く、事業との関連が強い可能性がある。

その他には、海外における権利を確保するための国際出願も注目される。

〇〇〇〇社は1998年以降2件の出願で早期審査請求を行っており(表6)、うち1件が登録されている。この登録された方の特許(46xxxxx)は、権利の防衛目的で米国に出願され登録されており(US8xxxxxB2)、重要特許であると考えられる。

なお、「【発明の名称】」に関する発明(特許44xxxxx)は、発明協会の平成〇〇年度〇〇奨励賞、科学技術分野の平成〇〇年度〇〇〇表彰を受賞している。

表6 〇〇〇〇社が早期審査請求した出願

出願番号	登録番号	発明の名称
2003xxxxxx		【発明の名称】
2010xxxxxx	46xxxxx	【発明の名称】

出所: 日本特許情報機構「整理標準化データ」より、評価会社にて作成

【特許の経済価値】

各特許が属する技術分類で、同レベルの重要性*の特許が持つ平均的な経済価値を統計的に評価した値を基準として算出している** (表7)。

権利有効特許5件の中では、〇〇〇の調整に関する特許44xxxxxの価値が高く、約〇〇〇百万円と評価される。権利有効特許全体では、特許価値は約〇〇〇百万円と評価される。

表7 〇〇〇〇社の権利有効な主要特許の経済価値

出願番号	登録番号	登録日	満了日	分類	発明の名称	経済価値 (百万円)
1997xxxxxx	40xxxx	2007xxxx	2017xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	xxx
1999xxxxxx	41xxxx	2008xxxx	2019xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	xxx
2000xxxxxx	44xxxx	2010xxxx	2020xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	xx
2005xxxxxx	44xxxx	2010xxxx	2025xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	xxx
2007xxxxxx	48xxxx	2011xxxx	2027xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	x
2010xxxxxx	46xxxx	2011xxxx	2030xxxx	【技術分類名】	【発明の名称】	xx
合計						xxxx

* 閲覧数、情報提供数、被引用数等から定量的に算出。

**事業継続の前提で算出しているため、清算価値と必ずしも一致しない。

出所: 評価会社にて作成

【免責事項等】

- 本資料は、企業の自社保有特許の価値分析、投融資判断の参考となる情報提供を目的としたもので、投融資の勧誘を目的としたものではありません。
- 本資料は、ご提示時点で入手可能な情報および経済、市場、その他の状況に基づいて一定の仮定に基づき作成しているものです。作成した情報の正確性・完全性及びそれを使用した結果等について弊社は一切の責任を負いません。
- 本資料に示されたデータ、コメント等は作成時における弊社の判断であり、情報の有効期限は、発行日より1か月間といたします。
- 本資料は弊社の著作物であり、事前の承諾なくして本資料の全部もしくは一部を引用・複製・開示などを行うことを禁じます。

【連絡先】

評価会社名

TEL: xx-xxxx-xxxx

FAX: xx-xxxx-xxxx

E-mail: xxxx@xxx.co.jp